

会 報

2008・9

第 52 号

Japan Association of Reference Materials

目 次

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 第31回ISO/REMCO 会議報告 | 1 |
| 2. 標準物質生産者認定とその国際動向について | 5 |
| 3. 平成20年度 標準物質協議会通常総会 報告 | 7 |
| 4. 編集後記 | 8 |

第31回ISO/REMCO 会議報告

産業技術総合研究所 計測標準研究部門
齋藤 剛

第31回ISO/REMCO（国際標準化機構標準物質委員会）会議は2008年6月10日～13日の4日間にわたり、ブラジル・リオデジャネイロでNational Institute of Metrology, Standardization and Industrial Quality (Inmetro) 主催で開催された。会議の代表者30名強に加え、Inmetroから10名程度のオブザーバー参加者があった。

主な出席者は、A. van der Veen（議長NMI、オランダ）、H. Emons（副議長、IRMM、EU）、A. Fajgelj（SG1主査、IAEA）、W. Bremser（WG3主査、BAM、ドイツ）、J. Hammond（WG6主査、Starna Scientific Limited、英国）、S. Wood（WG8主査、LGC、イギリス）、R. Watters（WG10主査、NIST、アメリカ）、A. Lamberty（WG11主査、IRMM、EU）、S. Sauvage（事務局、ISO）で、日本からは報告者が参加した。

会議はこれまでの会議と同様、初日の10日午後にOpening Plenaryで始まり、最終日13日にClosing Plenaryで終了し、その間に様々なワーキンググループ（WG）のセッションが行われる構成であった。以下会議の要点並びにClosing Plenaryで確認された決議に示された主なアクションプランを、WGセッションに合わせて報告する。

1. Opening plenary:

議長からの開会の挨拶、ホストからの挨拶に引き続き、アジェンダの確認と採択を行い本格的な議論が開始された。

まず、これに先立ち行われたChairman's Advisory Group（CAG）で議論された各WGでの論点の確認と、今後どのように有効なリエゾン関係を作っていくかの議論が行われた。特にリエゾン関係については、可能な限り代表の負担にならないよう確認された。

2. Subgroup Meetings

2. 1 WG 3 : Categorization of RMs :

主査 W. Bremser

標準物質のカテゴリーについて議論を行ってきたが、このWGで得られた結果をTechnical Specification（技術仕様書、TR）として報告することに昨年の会議で合意された。この結果を受け行われた昨年10月の投票の結果が賛成多数で承認された報告があった。今後は2008年7月1日までにTR文章を作成して出版する事となり、TRが出版された時点でWG3の活動を「standby status」とする事となった。

2. 2 WG 6 : Information Services :

主査 J. Hammond

このWGは、これまでほとんど活動を行なっていなかったが、昨年新しい主査を迎え、今回の会議ではREMCOに関する情報源をしっかりとすべきとの提言があった。その方法としてWebページの更新等について比較的具体的な方法の説明が行なわれた。WGのタイトルが、これまでの「Information booklets」から、今後Web媒体を含めた活動を行っていくことを念頭に「Information Services」と変更された。今後のアクションプランは、

- ・小冊子「Introduction to REMCO」の作成ならびにISO/REMCOに関するパワーポイントプレゼンテーションの作成。
- ・2008年6月30日までに、ISO/REMCO LiveLink サイト (Web) を更新する。

2. 3 WG 8 : Guide 80, Guidance on QCMs :

主査 S. Wood

今年1月に改訂版ガイド80 CD (委員会原案) レベルの投票が行われ、その結果賛成多数でD (原案) レベルへ移行することが認められた。しかしながら、この投票結果を受けた形でガイドの内容を大幅に修正し、改めてCDレベルでの投票を行う事が報告された。なお今回の投票では、日本としては、内容がしっかりと整理されておらず適用範囲をはっきりとした上で整理をすべきとの立場からDレベル移行へ反対の立場を取った。

会議では、改訂した文章に関する説明があり、詳細な統計的要素はガイド35を参照しつつ内容には生産、均質性と安定性評価についてまとめている事が報告された。また、詳細な統計的要素、値付けとトレーサビリティの記述は取り除いたとの説明であった。

今回の会議では、Introductionや適用範囲も、RMを精度管理に用いるのに必要な条件を満たすための品質基準を示すガイドである事が明示されていることで、タイトルも内容もわかりやすくなったと一致した見解を得られた一方で、適用範囲に「precision control」では限定的であり、かといって品質管理一般に取られると適用範囲が広すぎるので、「metrological quality control」とすることとした。これに伴いタイトルは「Production of Reference material for metrological quality control」とすることで同意された。

また議論の結果、このガイドは可能な限り独立で役に立つ情報を掲載することで同意され、現在平行した形で作業を進めているガイド33 (標準物質の利用法) に関する改訂作業と連携しつつ、例示の一部

が重複することとなってもガイド80に様々な例を盛り込むことで同意された。この他、ガイド80はISO/IEC 17025の査定において、行なわれている品質管理の善し悪しを明快に示せる様にシンプルな内容にする事が確認された。今後のアクションプランは、

- ・2008年9月30日までにガイド80へ利用したい例の受け付け。
- ・2008年12月15日までにISO/CD Guide 80の修正文章を作成し、2回目のCDレベルの投票のための3ヶ月間の審理にかける。

2. 4 WG 9 : Revision of ISO Guide 33 :

主査 A. van der Veen

これまでのCRM限定ではなく、RMの利用法としてまとめるが、様々な例示と共にこれまでのGuide32の内容、すなわちCalibrationへの利用法もここに加えることとなっている。今回の会議では、提示されたドラフトの全体構成と適用範囲を確認した。今回の会議では内容について特段議論は行われなかったが、ガイド80との間で十分なコミュニケーションが必要で有ることが確認された。今後のアクションプランは、

- ・2008年9月30日までにガイド33へ利用したい例の受け付け。
- ・2008年12月15日までにISO/CD Guide 33の修正文章を作成し、CDレベルの投票のための3ヶ月間の審理にかける。

2. 5 WG 10 : Revision of ISO Guide 30 :

主査 R. Watters

WG 10では、RMとCRMの定義のみに関する部分的な改訂と、ガイド30全体の見直が平行した形で進められてきたが、この2つの作業は切り離して進めて行くことが確認された。

まず、RMとCRMの定義に関する改訂は、今年3月にD (原案) レベルの投票が行われ、その結果賛成多数でこの部分改訂が行われることが認められた事の報告があった。最終的に投票時に得られたコメントを2件反映した形で作業を終了して出版される事となる見込みである。

これとは別に、全体の改訂に向けた議論では、新しいVIMの内容と照らし合わせ「Measurement」に関連した語句に関連した議論があった。全体の改訂では、VIMやREMCOの他のガイドを含め言葉の定義が可能な限り一貫している様にすることが確認された。これらに加え、Guide33や新規に発足することとなったWG13、qualitative valueに関する用語をカバーする必要がある、これらのWGと協調した作業を行なって行くことが確認された。今後のアク

ションプランは、

- ・2008年7月15日までに、ISO Guide 30: 1992/D Amd 1 の修正文章作成とこの文章の出版。
- ・2008年8月31日までに、全体の改訂に向けた更新版文章作成し、2008年12月1日までコメントを受け付け。
- ・2009年3月31日までに、修正ドラフトを作成。

2. 6 WG 11 : Revision of ISO Guide 34 :

主査 A. Lamberty

今年2月に改訂版Guide34 CDレベルの投票が行われ、その結果賛成多数でDレベルへ移行することが認められた事の報告があった。この投票へは、日本としては賛成の立場を取り、一部コメントを提出した。提出したコメントの一部受け入れられていた。

今回の会議では、投票時に示されたコメントを取り込んだ形の修正ドラフトが示された。この中には、認証標準物質 (CRM) の要件を満たさないものに関する取り扱いの記述が含まれており、その部分に関する議論があった。要件の緩い標準物質 (RM) 生産には必要と限らない部分については、ガイド34の適用範囲 (Scope) もしくは、5章 (Technical and Production Requirements) の先頭に、このことを明確に示す方向で同意された。

変更に関して議論を行なった点の修正や例示を加える修正を完了した時点で、Dレベルの投票にかけることで同意された。今後のアクションプランは、

- ・2008年7月31日までに、ISO/CD Guide 34修正文章を作成し、D Guide enquiry として4ヶ月間の審理にかける。

2. 7 AHG 1 : CRMs for qualitative analysis (testing of nominal properties) :

主査 S. Trapmann

定性的なCRMに関する調査研究のAd Hocグループ (AHG) より、今回欠席した主査に代わりEmons氏から報告があった。この中で、定性的なRMの作り方に絞ったドキュメントが無い事が報告され、これを適用範囲の中心にしたガイドを作るための新WGを作ることと合意された。このようなRMに関連する用語やトレーサビリティに関する考え方等、これまでの考え方と違う点が多いので、これらについても明確にして行くことなどが必要だと言うことで合意された。今後のアクションプランは、

- ・新規にWG 13 「RMs for qualitative analysis - Testing of nominal properties」を新設し、主査に Dr. Stefanie Trapmann を任命する。内容は定性分析を説明するために必要な用語のリスト、および

ガイドを提供するために必要な関連用語の編集、ならびに定性分析用のCRMs生産に関わるガイドの文章の作成。

- ・2009年2月15日までに、関連する活動を行なっている組織と協議を行ないつつ、定性分析用のCRMs生産に関するアウトライン第1版を作成する。

3. Closing plenary:

まず各WGの主査から、すでに上述した各WGの簡単な報告に加え、決議の採択が行われた。議論を行ったWGやAHGの関連するアクションプランはすでに上述したとおりである。また、系統の見直し作業の結果を受け、Guide 31改訂へ向けたWGの新設 (WG 14)、並びに定性値を含むトレーサビリティの記述仕方等についての調査研究のためのAHG新設が確認された。

ISO/REMCO関連のガイドを束ねるガイドの作成のために昨年新設されたWG 12に関しては、提案した内容ではISOのガイドに基準に達しないことからガイドとして出版することができないことがわかった。このため、ISOのガイドとしてではなく広く一般に利用してもらうことが可能な形態で頒布が可能な文章として作成して行く方針となった。

今回の会議では議論を行なわれなかったWG 4、および今回新設されたWG 14とAHG 2に関するアクションプランは以下の通りである。

WG 4 : Transportation : 主査 H. Emons

- ・2008年12月31日までに、ISO/AWI TR 11773、「RM Transportation」をWGメンバーへ回覧し、2009年2月28日までコメントを受け付ける。
- ・2009年4月20日までに、コメントを加味した修正文章ISO/AWI TR 11773作成する。

WG 14 (Revision of ISO Guide 31)

- ・認証書への記載必須及び選択項目、ラベル及びその他の文章を明確にするため ISO Guide 31:2000 改訂を行なうWGを新設し、主査に Dr. Takeshi Saito (齋藤剛) を任命する。
- ・2009年4月30日までにISO/AWI Guide 31に着手し、第1版の文章を作成する。

AHG 2 (Metrological traceability)

- ・IUPAC project 2001-010-3-500等を基にした「計量学的トレーサビリティ」に関する調査項目を導入する。
- ・トレーサビリティに関してのCRM認証書への記述及び関連する情報伝達に関する技術仕様書の準備が実現可能性の調査研究を行なうad-hoc グループ AHG 2を新設し、主査に Dr. W. Bremserを任命する。
- ・2009年4月30日までにドラフト第1版を作成する。

最後に、次回開催地についての説明（英国オックスフォード近郊で2009年7月3-7日、Berem-12と共催）が行なわれ、会議は終了した。

4. 終わりに

今回の会議は、前回の会議に引き続き非常にスムーズに運営されたと感じた。また、昨年の決議に示された作業のスケジュールが守られ、資料が比較的早い段階で配布されていたこともあり、資料の内容の確認ではなく本質的な議論が行われた。これは、昨年から変わりだした点で、今後この会議で行われている議論は、速いテンポで進んで行くことが期待される。

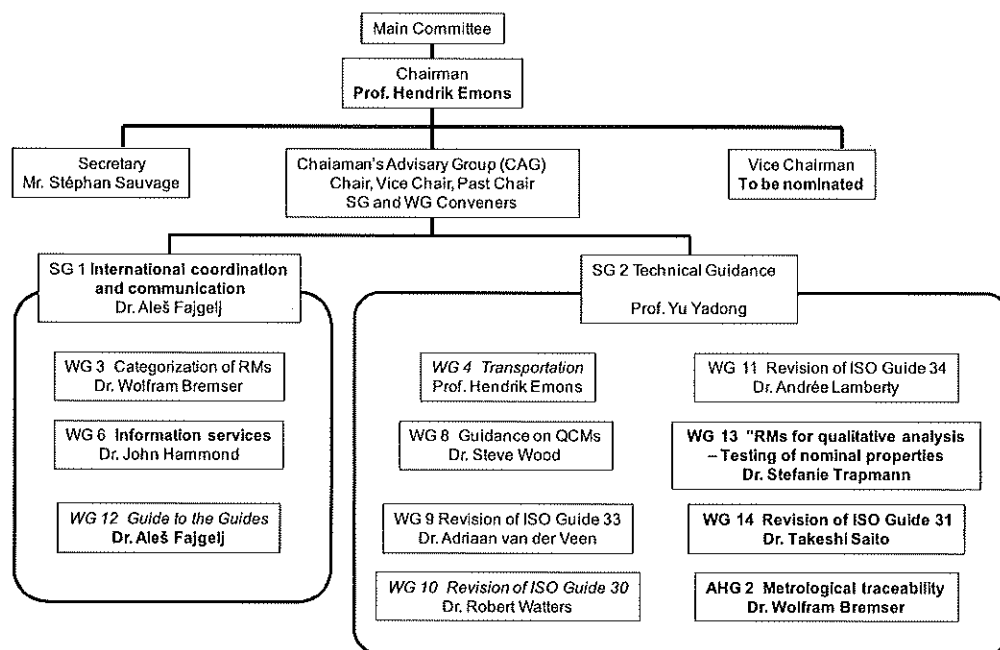
今回の会議では、ガイド34に関しては完成度の高い資料が提示され、現時点のREMCOとしてガイド改訂へ向けた大詰めの段階になっている。特にこのガイド改訂作業については、非常に短期間にすべてが終わりそうな気配があり、先にも述べたが全体の作業のスピードアップが図られている事の表れではないかと感じる。

ガイド80についても、昨年の段階で方向性がある程度明確になってきたが、今年初めに行われたCDレベルの投票を受け、さらに明解なガイドとしての完成度を高めていると考えている。このガイドについては、RMを品質管理に用いる際の利用の方法と、そこに必要な要件をいかにして整理して行くかが、残された課題になるのではないかと考えている。

ここ数年にわたり、CAGから日本を含めアジア諸国へ会議への積極的な参加を呼びかけられてきた中、ガイド31改訂に関するWGの主査を依頼され、引き受ける事とした。改訂作業の原案作成に加えて、CAGメンバーとしての活動も加わることになり負担は非常に大きいと考えているが、REMCOのメンバーのみならず、皆さまのいろいろな面からご協力仰ぎながら作業を全うしたいと思う。ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、今回の会議で変更になった部分を含めISO/REMCO会議の構成を図1に示したので参考にさせていただきたい。

図1 第31回ISO/REMCO会議終了時点での構成。太字は今回変更になった部分で、WGの名称がイタリックになっているのは、SGが移動したWG。



標準物質生産者認定とその国際動向について

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター (IAJapan)

新井 崇史

1. はじめに

近年、環境、食品、臨床・医療分野など、人々の生活に身近で、重要な分析・測定結果に対して、精確さ、同等さを確保する必要性が増加しています。このように精確な分析・測定結果を入手するための、そして分析値の同等性やトレーサビリティを確保するための手段として用いられるのが、「標準物質」です。

さらに、その標準物質の信頼性に一定の水準を保証する手段の一つが、「標準物質生産者認定」です。第三者機関が、標準物質生産者の能力を評価して承認を与えることにより、標準物質の信頼性に一定の水準を保証することができるからです。

本報では、標準物質生産者認定とその国内・国際動向について、紹介します。

2. 標準物質生産者認定の認定基準と国際動向

標準物質生産者認定の基準及び指針については、2002年より、アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) の中で議論され、その結果、「標準物質生産者の認定審査のためのAPLAC ガイド」にまとめられました。

ガイドの主な内容は下記の通りです。

- (1) 標準物質生産者を認定する際の認定基準は、ISO Guide 34 (JIS Q 0034) : 「標準物質生産者の能力に関わる一般要求事項」、及びISO/IEC 17025 (JIS Q 17025) : 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」を組み合わせて使用する。また、ISO Guide 34で引用されているISO Guide 31

(JIS Q 0031) : 「標準物質—認証書及びラベルの内容」及びISO Guide 35 (JIS Q 0035) : 「標準物質—認証のための一般的及び統計的な原則」についても適合しなければならない。

- (2) 標準物質生産者が、自ら値付けなど校正・試験を実施する場合は、申請を行えば、同時にISO/IEC 17025に基づく校正・試験所認定を取得することができる。

- (3) 標準物質生産工程のうち特性値の付与、決定、及び認証書の発行は、必ず標準物質生産者自らが実施しなければならない。ただし、均質性試験、安定性試験、値付け等、その他の作業工程については、協力者を使用することができる (表1)。しかし、協力者を使用する場合は、協力者が実施した作業の全てについて標準物質生産者自らが、責任を負わなければならない。特に均質性試験、安定性試験などの試験、校正を協力者が実施する場合、標準物質生産者自らが下記①、②の監視を行わなければならない。

①協力者が、ISO/IEC 17025の要求事項を満たしているかどうか。ただし、協力者自らが、関連分野においてISO/IEC 17025認定を取得していれば、これに越したことはない。

②技術能力を十分に擁しているかどうか。関連分野の技能試験に参加する、又は、分析値が既知の標準試料を用いてチェックをおこなう等の方法が考えられる。

今後も、標準物質生産者認定の在り方については、

表1 標準物質生産工程と実行組織の関係について

標準物質生産工程	適用される関連規格	実行組織
生産計画	ISO Guide 34	R (必ず R が実施)
# 物質の生産・調整	ISO Guide 34 + ISO/IEC 17025	R 及び/又は C
# 均質性/安定性試験	ISO Guide 34 + ISO/IEC 17025	R 及び/又は C
# 特性値値付け	ISO Guide 34 + ISO/IEC 17025	R 及び/又は C
特性値の付与及び決定	ISO Guide 34 + ISO/IEC 17025	R (必ず R が実施)
特性値の認証/認証書の発行	ISO Guide 34	R (必ず R が実施)
# 取り扱いと保管 (認証後の試験も含む)	ISO Guide 34+ISO/IEC 17025	R 及び/又は C
配布と配布後のサービス	ISO Guide 34	R 及び/又は P

注) R= RMP によって行なわれる工程

C=外部の協力者によって行なわれる工程

P=外部の団体(販売[流通]業者又は保管サービス業者のような又は協力者 (ISO Guide 34) でも下請負業者 (ISO/IEC 17025) でもない供給者)によって実行される工程

#協力者によって行なわれる場合、RMP が技術的能力を保証すること。

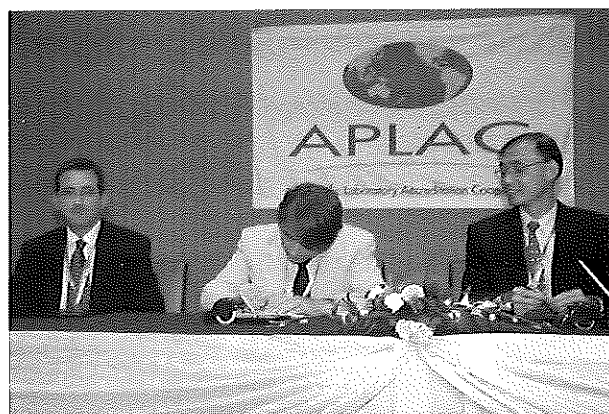


写真1 APLAC会議における標準物質生産者認定の相互承認調印式 (2007年12月マレーシアクアラルンプールにて。中央は、瀬田 勝男 認定センター所長)

引き続きAPLACの小委員（sub-committee）の中で活発に議論されていく予定ですので、ご意見、ご質問等ございましたら、jcss@nite.go.jpまでご連絡頂ければ幸いです。

さて、このような国際的な指針が作成されたことにより、各国、共通指針の下、標準物質生産者の認定を開始しました。その結果、2007年12月のAPLAC会議においてIAJapan（日本）、A2LA（アメリカ）、NATA（オーストラリア）、CNAS（中国）の4認定機関により相互承認協定（MRA）が締結され、標準物質生産者により発行される認証書が海外でも受け入れ可能な体制が整うに至りました（写真1）。つまり、日本で、ISO Guide 34及びISO/IEC 17025によって認定を取得した生産者の発行する認証書は、海外においても通用することになります。さらに、韓国、香港、タイ等の認定機関も標準物質生産者認定のMRA締結に向けて準備を進めており、MRA締結認定機関は今後も増加していく見込みです。また、ILAC（国際試験所認定協力機構）においても同様の指針を作成中で、近い将来、ILACにおいてもMRAが締結される予定です。

参考までに、IAJapan以外の上記3認定機関から認定を取得した標準物質生産者が、どのような標準物質を生産しているのか、表2に示します。ドライバーの酒気帯び運転のチェックに用いられるアルコール標準物質を供給する生産者など、様々な標準物質生産者が認定を取得しています。

表2 海外のMRA対応標準物質生産者が供給している認証標準物質の種類

認定機関名 (国名、認定生産者数)	ISO Guide 34により認定を取得しているRMPが生産している標準物質の種類
NATA (オーストラリア、16)	混合ガス、有機標準物質等石油標準、環境標準物質生産者（海水、淡水）、犯罪用標準物質（エタノール標準物質）、食品（総タンパク質含有量）、バイオ標準物質生産者（バクテリア等）、農業標準物質（化学肥料）
A2LA (アメリカ、6)	金属標準液、鉄鋼（化学、張力）標準物質生産者、有機標準液、伝導度標準物質、バクテリア、ウイルス等
CNAS (中国、2)	鉄鋼標準標準物質生産者

3. 標準物質生産者にIAJapanにおける認定プログラムと国内認定事業者

IAJapanでは、以下の2つの認定プログラムにおいて標準物質生産者を認定しています。

① JCSS（計量法校正事業者登録制度）

② ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）

①は、計量法のもとで供給される国家標準物質にトレーサビリティを確立する標準物質生産者について認定を行っています。②は、海外の国家計量研究所が供給する認証標準物質など、JCSSトレーサビリティ体系以外の手段でトレーサビリティを確立する標準物質生

産者の認定を行っています。

現在、IAJapanが認定している標準物質供給事業者は、17事業者にまで増加しました（表3）。ここ数年で、環境、臨床、食品分野の標準物質生産者にも認定を取得頂くなど認定分野、値付け範囲とも拡大しています。このことから標準物質が多く分野で必要とされ、同時に標準物質の同等性の確保が必要とされていることが解ります。

ただし、ASNITE標準物質生産者、MRA対応JCSS登録事業者（標準物質供給事業者）については、ISO Guide 34及びISO/IEC 17025を認定基準として適用できるのですが、JCSSでは、計量法上、ISO Guide 34を認定基準として適用できません。よって、JCSS登録事業者に関しては、ISO/IEC 17025に基づく校正事業者として認定を行っています。国際的な整合性を図る上で今後の課題と言えます。

表3 日本国内において認定を取得している標準物質供給者一覧（2008年8月現在）

ISO Guide 34及びISO/IEC17025による認定取得事業者（標準物質生産者として認定）

*印を付している事業者は、校正事業者としても認定を取得済み
ASNITE標準物質生産者認定取得事業者<認定取得番号順>

- ・独立行政法人産業技術総合研究所 計量標準総合センター*
[標準ガス、標準液、環境標準（土壌、河川水）、産業（プラスチック）、鉄鋼、他多数]
- ・財団法人化学物質評価研究機構 東京事業所*
[標準ガス、標準液]
- ・有限責任中間法人検査医学標準物質機構* [臨床]
- ・独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所
食品分析・標準化センター標準物質生産部門
[遺伝子組換え標準物質]
- ・独立行政法人産業技術総合研究所 地質情報研究部門
[地球化学標準物質]

MRA対応JCSS登録事業者<認定取得番号順>

- ・関東化学株式会社 草加工場* [無機標準液]
- ・関東化学株式会社 伊勢原工場* [pH標準液]
- ・和光純薬工業株式会社 東京工場*
[無機標準液、有機混合標準液、pH標準液]
- ・京都電子工業株式会社 京都工場* [密度標準液]
(関東化学株式会社と京都電子工業株式会社は、ISO Guide 34対応に移行中)

ISO/IEC17025による認定取得事業者（校正事業者として認定） JCSS登録事業者<認定取得番号順>

- ・住友精化株式会社 品質保証室 千葉品質保証課 [標準ガス]
- ・ジャパンファインプロダクツ株式会社 小山工場 [標準ガス]
- ・高千穂化学工業株式会社 町田事業所 計測ガス工場
[標準ガス]
- ・ナカライテスク株式会社 京都工場 [pH標準液]
- ・ジャパンファインプロダクツ株式会社 川崎工場 [標準ガス]
- ・キンダ化学株式会社 三田事業所 [pH標準液]
- ・片山化学工業株式会社 尼崎工場 [pH標準液]
- ・純正化学株式会社 埼玉工場 [pH標準液]

4. まとめ

以上、標準物質生産者認定の現状を述べましたが、標準物質生産者認定を通して、国内外の計量、計測、分析のトレーサビリティ確立に貢献していきたいと考えております。標準物質生産者認定にご興味のある方は、そして認定された標準物質生産者の情報をご覧頂くためには、IAJapanホームページ

(<http://www.iajapan.nite.go.jp/iajapan/index.html>) をご覧ください。

また、IAJapanでは、標準物質のデータベース「標準物質総合情報システム::RMinfo」(<http://www.rminfo.nite.go.jp/>) を運営しておりますので、国内外の標準物質情報を検索される際には、是非ご利用下さい。

平成20年度 標準物質協議会通常総会 報告

平成20年度標準物質協議会通常総会が、平成20年6月25日16時から化学物質評価研究機構本部大会議室で開催されました。当日は、久保田会長他16名の会員、3名のオブザーバーそして5名の事務局の合計25名の出席がありました。また、委任状が8名の会員から届けられました。

まず事務局より通常総会に先立って開催された理事会の報告並びに平成19年度通常総会の議事録の確認が行われ、承認されました。

次いで、事務局から平成19年度の事業報告並びに収支決算について説明がありました。事業報告では、会報（第48号、第49号、第50号）の発行、見学会（独立行政法人産業技術総合研究所／計量標準総合センター）の実施、第14回計測標準フォーラムに本会を代表して吉永氏（和光純薬工業）並びに菅氏（関東化学）が参加した旨の報告がありました。

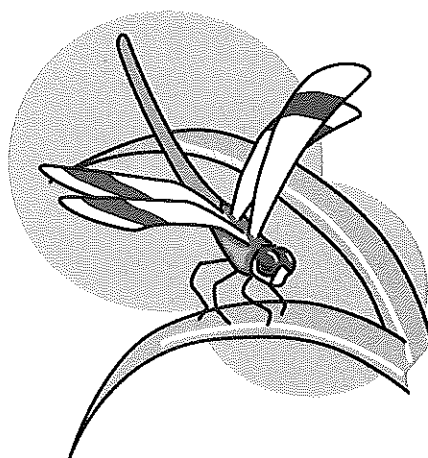
収支決算については、監査人の大類氏（高千穂化学工業）から適正に会計処理が行われていた旨の報告がありました。

事務局から平成20年度の事業計画並びに収支予算について説明がありました。事業計画では、会報（第51号・5月発行済、第52号、第53号）の発行、見学会、勉強会等を実施する旨の説明がありました。勉強会についてはVIM及びGUMのISO/GUIDE化、ISO GUIDE34及び35、NMIJの標準物質認定制度などについて実施する案が出されましたが結論が得られず後日会員向けにアンケートを実施して決定することにしました。見学会についても同時にアンケート調査することにしました。また、標準物質の日本工業規格がJCSS制度に基づく標準物質の普及に伴い、廃止となったが昨年の総会において標準物質協議会の規格として存続させたいとの提案があり、調査したところ可能であるとの結論を得、今年度より作成作業を開始することが承認されました。

収支予算については、特に異論なく承認されました。

以上の審議をもって17時20分に閉会しました。

（事務局：松本）

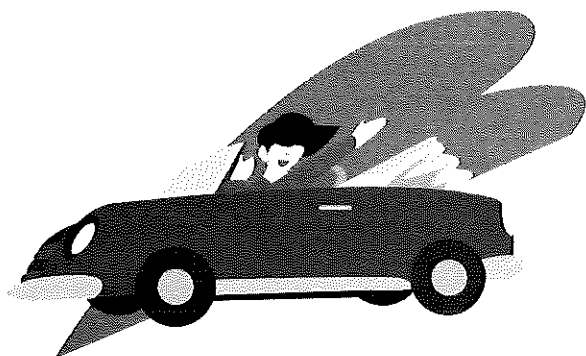


編集後記

第52号をお届けいたします。

今号には、産業技術総合研究所の齋藤 剛様に「第31回 ISO/REMCO 会議報告」として各WGの活動を詳細にご報告いただきました。また、製品評価技術基盤機構の新井崇史様に「標準物質生産者認定と国際動向」として国内外における標準物質生産者の認定の仕組み、現状を解説していただきました。お礼を申し上げます。

事務局からは、6月25日に開催された平成20年度標準物質協議会通常総会の概要をご報告を掲載いたしました。



〒345-0043

埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1600番地

(財) 化学物質評価研究機構内

標準物質協議会

事務局 松本 保輔

Tel. 0480-37-2601 / Fax.0480-37-2521

E-mail matsumoto-yasusuke@ceri.jp

URL <http://www.ceri.or.jp>